

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領

第1 趣旨

ウクライナ情勢等を背景とした肥料原料の高騰による肥料価格の高止まりが、農業経営を圧迫している。このため、生産コストを低減させるとともに、地域資源の活用による持続性の高い資源循環型農業を実現する観点から、地域農業における畜産堆肥の有効活用の重要性が高まっている。

一方、畜産農家が地域内圃場への堆肥散布を行うことは労力的な負担が大きく、地域全体で利用拡大を図る上での課題となっている。

このような中、畜産堆肥をペレット化することは耕種農家自らが散布作業を行いやすいことから、その需要が高まっている。

このため、地域において畜産農家と耕種農家が連携し畜産堆肥を利用拡大することで、耕種農家における生産コストの低減や、畜産農家における規模拡大や所得向上を図るとともに、地域が一体となって資源循環型農業の実現を図るモデル的な取り組みを実施するために必要な事項を定める。

第2 定義

本事業における用語については、以下のとおりとする。

1 農業団地

ペレット堆肥等を生産する畜産農家、その堆肥を利用する耕種農家、また、畜産農家や耕種農家が組織する団体、その他本取組に参画し取組を推進する市町村等の関係者で構成する組織体であって、以下に定める要件を満たすものをいう。

- (1) 組織及び運営についての規約が定められていること。
- (2) 2戸以上の畜産農家と、2戸以上の耕種農家が構成員として参画していること。

2 農業団地の地域範囲

ペレット堆肥の製造拠点となる畜産農場が所在する市町村を含む範囲。また、ペレット堆肥の製造拠点となる畜産農場が市町村境界周辺に所在するほか、地域の地形や地理的条件、耕種農家や生産団体のほ場位置や範囲等により市町村を跨いだ堆肥利用が望ましい場合は、近接した市町村を農業団地（以下、「団地」という。）の地域範囲として設定することとする。

3 ペレット堆肥

本事業におけるペレット堆肥とは、家畜排せつ物由来の堆肥を主成分とし、化学肥料を混合せず、粒状に成型された堆肥を指す。

第3 事業内容

本事業の内容は以下のとおりとし、助成内容や補助率等は別表に掲げるとおりとする。

1 補助対象の取組

(1) 畜産農家向け堆肥生産・供給支援

事業実施主体となる畜産農家がペレット堆肥の生産・供給・保管・流通促進に必要なとなる施設・機械の整備を支援する。

(2) 耕種農家向け堆肥散布・利用支援

ア 堆肥運搬・散布に必要な機械整備補助

事業実施主体となる耕種農家が、農業団地の構成員となる畜産農家で生産されるペレット堆肥等を自ら運搬・散布する場合に必要な堆肥運搬・散布関係機械装置の導入を支援する。

イ 堆肥利用農家への購入補助

事業実施主体となる耕種農家が、農業団地の構成員となる畜産農家で生産されたペレット堆肥の購入に係る経費の一部を助成する。

2 事業期間

事業期間は令和7年4月1日（改訂施行日）から令和8年2月28日までとする。

第4 事業実施主体

1 第3の1の（1）の事業実施主体は、茨城県内で畜産を事業として営む者（畜産農家という。）又は、畜産農家及び関係団地で構成される任意組合とし、畜産農家と自身が生産する堆肥を利用する耕種農家からなる農業団地の構成員であること。

2 第3の1の（2）の事業実施主体は、前項の畜産農家が生産する堆肥を利用し、農業団地内で農業経営を行う者とし、当該畜産農家が構成員となる農業団地の構成員であること。

第5 事業の採択要件等

1 畜産農家の採択要件

①堆肥供給量

畜産農家が施設・機械の整備を行う場合、農業団地の構成員となる耕種農家に堆肥を供給できる水準（年間200t以上の堆肥供給）を満たしていること。ただし、増頭羽計画により、事業実施年度の翌年度から年間200t以上の堆肥供給が見込まれる場合はこの限りではない。

②成果目標の達成見込み

事業実施主体は、事業実施計画において、次の表のいずれかの成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定し、達成が見込まれること。

取組の区分	成果目標（事業実施年から翌々年度までに）
畜産農家向け堆肥生産・供給支援	全体販売額又は所得の3%の増加
	堆肥販売額の3%の増加
	堆肥供給数量の3%の増加

2 耕種農家の採択要件

①団地内で生産される堆肥の利用

農業団地の構成員となる畜産農家で生産されるペレット堆肥等を利用して作物栽培を行い、次の要件を全て満たすことを要するものとする。

ア 化学肥料の低減

化学肥料の低減については、次の２つのうちいずれかを満たすこととする。

(ア) 化学肥料の代替として、団地内で生産されるペレット堆肥等を活用し、化学肥料の使用量低減を図ること。

(イ) すでに(ア)に取り組んでいる場合には、化学肥料の代替として投入するペレット堆肥等の量又は施用面積の拡大(取組強化)を行うこと。

イ 土壌診断又はたい肥ナビ等による施肥設計

化学肥料の代替として団地内で生産されるペレット堆肥等を利用するにあたり、土壌診断又はたい肥ナビ等を活用して施肥設計を行うこと。

ただし、土壌診断については、事業期間中に実施するもののほか、過去３年間に実施したものを施肥設計におけるデータとして活用することができるものとする。

②成果目標の達成見込み

事業実施主体は、事業実施計画において、次の表のいずれかの成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定し、達成が見込まれること。

取組の区分	成果目標（事業実施年から翌々年度までに）
耕種農家向け堆肥散布・利用支援	販売額又は所得の３％の増加
	団地内で生産される堆肥の利用面積の３％の増加
	団地内で生産される堆肥を活用し、 化学肥料の使用量を３％低減

第６ 事業の実施計画の作成及び承認

事業実施主体が、第３の１の事業を実施しようとするときは、別紙に示すとおりとする。

第７ 事業の着工

事業実施主体が、第３の１の事業に着工しようとするときは、別紙に示すとおりとする。

第８ 計画の変更

事業実施主体が、第３の１の事業計画を変更しようとするときは、別紙に示すとおりとする。

第９ 実績報告

第３の１の事業が完了した場合は、別紙に示すとおりとする。

第１０ 助成

県は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費に対して補助するものとする。

第１１ 事業実施状況の報告

第３の１の事業実施状況の報告は、別紙に示すとおりとする。

第１２ 報告又は指導

知事又は所長は、必要に応じて事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、

又は指導を行うことができるものとする。

第 13 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度及び事業実施主体名を表示するものとする。

第 14 その他

本事業の実施について必要な事項は、この要領に定めるもののほか知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正前の要領に基づき実施した事業については、従前の例による。

別表 補助対象経費

事業種目	事業メニュー	助成内容	補助率
1 畜産農家 向け堆肥生 産・供給支援	堆肥生産・供給 に必要な施設・機 械整備補助	以下の施設等を設置するための費用のうち消費税を除した価格を補助対象経費とする。 1 堆肥調製機器（ペレット化等の加工に必要となる設備（乾燥設備、粉碎設備、成分調整設備、成型設備を含む）、ペレット堆肥の保管・管理・流通促進に必要となる設備（袋詰め機等） 2 ペレット堆肥化に必要な処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（開放式、密閉型堆肥化装置（コンポスト）及び一体的に整備する脱臭装置を含む。）・乾燥施設・堆肥調整保管施設・堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化に必要な設備を備えるための施設）等） 3 1又は2の施設等設備と一体的に整備する機械（切返作業機械、肥料運搬車（ただし、ペレット堆肥生産・供給に利用されるものに限る。））	1/2 以内
2 耕種農家 向け堆肥散 布・利用支援	（1）堆肥運搬・ 散布に必要な機 械等整備補助	ペレット堆肥等の運搬・散布に必要な機械の導入に必要な経費（付帯設備含む）のうち消費税を除した価格を補助対象経費とする。ただし、次に掲げる要件を満たすこととする。 なお、補助対象とする農業用機械の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。 （1）本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。 （2）補助対象とする機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。 （3）所有機械の更新ではないこと。 （4）原則、新品であること。なお、事業費低減の観点からみて適当と認められる場合は、中古の機械等を対象とすることができる。ただし、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が 2 年以上であり、新品を購入した時よりも事	1/2 以内 （上限 3,000 千円/ 戸）

別表 補助対象経費

		業費が低減していることとする。 (5) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。 (6) 機械の導入規模等については、原則、茨城県特定高性能農業機械導入指針を参考にするとともに、規模決定根拠等を示すこと。 (7) トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等、ペレット堆肥等の運搬・散布以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。	
	(2) 堆肥利用農家への購入補助	土壌診断又はたい肥ナビ等に基づき設定したペレット堆肥の購入に当たり、ペレット堆肥とバラ堆肥の差額を交付対象経費とする。ただし、次に掲げる要件を満たすこととする。 (1) 対象となる堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、販売に係る届出済みのものであること。 (2) 対象となる堆肥の量は、散布対象ほ場の1回の栽培に必要な量であり、事業実施期間内に施用若しくは購入するものとする。 (3) 化学肥料の代替として投入する堆肥の量または施用面積の拡大（取組強化）分のみを対象とする。 (4) 土づくりを目的とした取組ではないこと。 (5) 堆肥の購入費については、他事業を活用しないものであること。	定額 20 円/kg （上限 4,000 千円/1 団地・年） ただし、ペレット堆肥とバラ堆肥の購入金額の差額が 20 円/kg 未満の場合は、その金額までを交付対象経費とする）

第1 畜産農家向け堆肥生産・供給支援

1 採択基準

- (1) 知事は、別紙別表の1に定める採択要件に基づきポイントを算定することとする。
- (2) 事業実施計画の採択に当たっては、知事は本実施要領及び知事が別に定める交付要項に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、ポイントの高い順（同率ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい順）に並べ、予算の範囲内において、ポイントが上位の事業実施計画から採択するものとする。

2 事業の実施

- (1) 事業実施主体が、事業を実施しようとするときは事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第1号）を添付し、市町村長又は農林事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。
事業実施主体が市町村長に事業実施計画承認申請書を提出した場合、市町村長は事業計画に係る一連の書類を所長に提出するものとする。
市町村長又は所長は計画内容を確認し、必要に応じて事業実施主体に指導及び調整を行うものとする。
- (2) 所長は、市町村長又は事業実施主体から提出された事業実施計画について十分審査を行うとともに事業実施計画が適正であると判断するときは、承認するものとする。
なお、所長は、(1)により提出のあった事業実施計画について、承認しようとするときは、事業実施計画に係る一連の書類の写しを知事に提出するものとする。

3 事業の実施に係る留意点

- (1) 次の取組及び費用等は、補助対象としない。（要領別表に定める場合を除く。）
 - ①事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し又は既に終了している取組
 - ②既存の施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備する取組
 - ③施設の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費
- (2) 本事業により施設等を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- (3) 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定の上、規模決定根拠を示すこと。
- (4) 機械のみの購入先の選定にあたっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札等を実施し、又は複数の業者（原則3者以上）から見積を提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

4 事業の着工

- (1) 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで緊急かつやむを得ない事業により交付決定前に事業の着工等を行う場合、事業実施主体は、あらかじめ市町村長又は所長の指導を受けた上でその理由を明記した交付決定前着工届を市町村長又は所長

に提出するものとする。

事業実施主体が市町村長に交付決定前着工届を提出した場合、市町村長は交付決定前着工届を所長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書きにより交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、当該事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、交付決定前でも事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。
- (3) 所長は、本条第1項に基づき提出された交付決定前着工届の写しを知事に提出するものとする。

5 計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画のうち、次に掲げる事項について変更しようとする場合には、事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）に、変更後の事業実施計画書（別記様式第1号）を添付し、市町村長又は所長に提出し、承認を受けるものとする。

事業実施主体が市町村長に事業実施計画変更承認申請書を提出した場合、市町村長は事業計画変更に係る一連の書類を所長に提出するものとする。なお、市町村長は、所長に提出する前に計画変更内容を確認し、必要に応じて事業実施主体に指導及び調整を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 設置先の住所の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
- (5) 補助金の増又は30%を超える減

6 事業完了に伴う手続き

(1) しゅん功届

事業実施主体は、要領別表に基づく施設・機械の納品あるいは設置が完了したときは、速やかにその旨を様式第3号により、市町村長又は所長に届け出るものとする。

市町村長又は所長は、必要に応じ事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を命ずることにより、事業の適正な実施を図るものとする。

なお、市町村長がしゅん功検査等を実施した場合、様式第3号は市町村長から所長に届け出るものとする。

(2) 実績報告

事業実施主体は、事業が完了した場合は、令和7年度茨城県畜産関係事業費補助金交付要項第11条第1項の規定に基づく実績報告書（様式第6号）に出来高設計書等を添付し、市町村長又は所長へ提出するものとする。事業実施主体が市町村長に実績報告書を提出した場合、市町村長は実績報告書に係る一連の書類を所長に提出するものとする。

なお、所長は令和8年3月6日までに実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

7 実施状況報告

(1) 実施状況報告書の提出

事業実施主体は、本事業完了年度の翌年度から3年間、毎年度、当該年度における事

業の実施状況報告書（様式第4号）を作成し、翌年度の6月末日までに市町村長又は所長に報告するものとする。

事業実施主体が、市町村長に実施状況報告書を提出した場合、市町村長は実施状況報告書を所長に提出するものとする。

なお、所長は提出された書類の写しを報告した月の翌月の末日までに知事に報告するものとする。

（2）事業の評価

成果目標の達成度の評価に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

第2 耕種農家向け堆肥散布・利用支援

1 採択基準

- (1) 事業実施主体は、別紙別表の2に定める採択要件に基づきポイントを算定することとする。
- (2) 事業実施計画の採択に当たっては、知事は本実施要領及び知事が別に定める交付要項に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、ポイントの高い順（同率ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい順）に並べ、予算の範囲内において、ポイントが上位の事業実施計画から採択するものとする。なお、予算残額が事業実施計画における要望額に満たないものは、要望額の80%を下限とする範囲で事業実施計画を採択することができる。

2 事業の実施

- (1) 本事業を行おうとする事業実施主体は、知事が別に定める公募要領に基づき、別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業実施主体が所在する市町村（以下、「市町村」という。）又は当該市町村を管轄する農林事務所（以下、「農林事務所」という。）を通じて知事に提出し、承認を受けるものとする。
事業実施主体が市町村長に事業実施計画書を提出した場合、市町村長は事業計画に係る一連の書類を農林事務所を通じて知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、本事業実施要領の要件に適合すると認めた場合には計画の承認を行い、事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。
- (3) 事業実施計画について、重要な変更が生じた場合は、前項に準じて知事に提出し、変更の承認を受けるものとする。
なお、重要な変更とは次のとおりとする。
 - ①事業の中止又は廃止
 - ②事業実施主体の名称の変更
 - ③事業費の30%を超える増又は補助金の増
 - ④事業費又は補助金の30%を超える減

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手が必要な場合において、事業実施主体は、市町村又は農林事務所を通じて別紙様式第2号により交付決定前着手届作成し、を知事に提出するものとする。
事業実施主体が市町村長に交付決定前着手届を提出した場合、市町村長は交付決定前着手届に係る一連の書類を農林事務所を通じて知事に提出するものとする。
- (2) 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。
- (3) 事業実施主体は、1のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努めるほか、着手後においても、本事業が適正に行われるようにしなければならない。

4 納品等の完了に伴う手続

- (1) 事業実施主体は、要領別表の2の(1)に掲げる事業の種類を実施し、機械等の納

品（以下、「納品等」という）が完了したときには、速やかにその旨を別紙様式第3号により納品等完了届を作成し、市町村又は農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

事業実施主体が市町村長に納品等完了届を提出した場合、市町村長は納品等完了届に係る一連の書類を農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

- (2) 農林事務所は、前項の規定による納品等完了届の提出があったときは、現地確認を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

5 事業の実績報告等

事業実施主体は、令和8年3月6日までに、事業の実施状況および成果について、別紙様式第4号により実績報告書を作成し、市町村又は農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

事業実施主体が市町村長に実績報告書を提出した場合、市町村長は実績報告書に係る一連の書類を農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

6 実施状況報告

(1) 実施状況報告書の提出

事業実施主体は、本事業完了年度の翌年度から3年間、毎年度、当該年度における事業の実施状況報告書（別紙様式第5号）を作成し、翌年度の6月末日までに市町村又は農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

事業実施主体が市町村長に実施状況報告書を提出した場合、市町村長は実施状況報告書に係る一連の書類を農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

(2) 事業の評価

成果目標の達成度の評価に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、評価を行うものとする。

様式第 1 号（別紙 第 1 の 2 関係）

第 号
令和 年 月 日

農林事務所長 殿

事業実施主体

令和 年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施計画承認申請書

令和 年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業について、下記のとおり実施したいので同事業実施要領別紙第 1 の 2 の（1）の規定に基づき申請します。

記

1 取組主体名

農業団地名：

住所：

氏名：

2 事業の種目：

3 事業計画総括表

単位：㎡、台、千円

事業メニュー	事業内容	事業費	補助金額	備考
	※			
合 計				

※事業内容には導入する施設・機械の仕様・規模等を記入すること。

別記様式第1号 事業実施計画書（別紙 第1の2関係）

1 事業計画概要

- （1）事業実施年度：
- （2）農業団地名：
- （3）事業実施主体名：
- （4）他の畜産農家名：（組合構成員のうち（3）とは異なる畜産農家名を記載）
- （5）地域範囲：（堆肥を利用する耕種農家所在の範囲を記載）
- （6）事業の効果：（具体的な取り組み内容を記載）

（7）全体計画

事業種目(事業メニュー)	施設・機械名称	総事業費（円）	補助金（円）	
			補助金（円）	その他（円）
1 畜産農家向け堆肥生産・供給支援 （ペレット堆肥生産・供給に必要な施設・機械整備補助）				

(8) 各施設整備・機械導入計画

No	整備予定住所、設置場所	整備内容 (名称、規格、数量面積、能力等)	竣工完了(予定) 年月日	規模決定根拠
1				
2				

(9) 事業費内訳

No	事業費 (円)			備 考
		補助金 (円)	その他 (円)	
1				
2				
合計				

注1：事業費は消費税込みの金額とし、備考欄には、消費税相当額について「除税額〇〇〇円、うち県費〇〇〇円」と記入すること。

(10) 成果目標

成果目標	現状値 (令和〇年度)	目標値 (令和〇年度)	増 減 (%)	備 考
☐ ・全体販売額又は所得の3%以上の増加 ☐ ・堆肥販売額の3%以上の増加 ☐ ・堆肥供給数量の3%以上の増加				

注1：目標年度は施設整備した年度から2年以内に設定すること。

注2：現状値及び目標値の積算根拠資料を添付すること。

(11) 堆肥生産供給計画

①畜産農家情報

畜産農家名	畜 種	飼養頭羽数	
		現状値（令和○年度）	目標年度（令和○年度）

②堆肥生産供給計画

	ふん尿処理方法	排せつ物発生量 （t/年）	供給種目名	供給数量 （t/年）	供給先地域・地区	供給(農家等) 件数	散布面積
現 状 （令和○年度）			バラ堆肥				
			ペレット				
			合計				
目標年度 （令和○年度）			バラ堆肥				
			ペレット				
			合計				

注1：供給種目名は、バラ堆肥、ペレット堆肥、乾燥ふん、液肥等を記入する。行が不足する場合、適宜行を追加すること。

自己還元するバラ堆肥がある場合は、別行に「バラ堆肥（自己還元）」と記入する。

注2：供給数量は、供給相手方に供給する数量又は自己農地還元量を記入する。

③施設・機械導入前後の家畜排せつ物処理フローを記載すること。処理フローには一日当たりの処理量及び機械や設備の単位当たりの処理能力（容量）記載すること（ただし、保管施設の場合は、利用量及び利用先を含めたフローを作成のこと）

(導入前)

(導入後)

(12) 堆肥利用計画

耕種農家名	耕種農家住所	生産作物名	耕地 実面積 (ha)	作付け場所 (市町村地区)	本事業で生産される堆肥の					
					利用作物	利 用 面 積(ha)	利用場所	施用量 (kg/10a)	施用量 (t /年)	散布方法

注 1：計画策定時点で、農業団地の構成員見込みとなる耕種農家の堆肥利用計画を記載すること。

※計画策定以降に利用農家が増加した場合は、農業団地規約の名簿に記載する。

4 添付資料（事業内容に応じて必要なものを添付する）

ア 実施設計書

イ 見積書（日付が記載されているもの）

ウ 機械の概要（パンフレット等）

エ 規模決定根拠等の導入規模が適正であることが分かる使用

オ 位置図：畜産農家の農場所在地及び耕種農家のほ場位置が分かるよう地図等を示すこと

カ 配置図：農場内で施設・機械設置場所が分かるよう図示すること

キ 家畜排せつ物の利用に関する契約書（堆肥利用供給協定）

ク 組織（農業団地）の規約

ケ 堆肥成分分析結果：液状肥料を生産している場合は、液肥成分分析結果も添付すること

コ 月別作物別堆肥等利用計画書（別添1）：自己農地利用分がある場合、それも記入すること。

サ その他参考となるもの：特殊肥料届け出等

別添 1

月別作物別堆肥等利用計画書

(単位: t)

[illegible]

様式第2号（別紙 第1の5関係）

第 号
令和 年 月 日

農林事務所長 殿

事業実施主体

令和 年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施計画変更承認申請書

令和 年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業について、下記のとおり実施したいので同事業実施要領別紙第1の5の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 令和 年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業変更実施計画書
(別記様式第1号に準じて作成する。)

〇〇農林事務所長 殿

事業実施主体

令和〇年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業のしゅん功届

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業内容 (施設名・処理量等)	
取組主体 (事務を代行する構成員)	
事業費 (円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法 (建築基準法、消防法等)	
しゅん功検査予定年月日 (または予定日)	
引き渡し予定日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第4号（別紙 第1の6の（2）関係）

第 号
令和 年 月 日

農林事務所長 殿

事業実施主体

令和 年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施状況報告書

令和 年度に実施した畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業について、実施要領別紙第1の6の（2）の規定に基づき報告します。

別添 1 （畜産農家受け堆肥生産・供給支援）

1 事業内容等

事業実施年度	
農業団地名	
事業実施主体名	
事業整備内容	

2 事業実績（取組指標：①全体販売額・所得 の3%の増、②堆肥販売額の3%の増、
③堆肥供給数量の3%の増）

報告年度	取組指標(①・②・③)(円・t)		堆肥供給量(t)	
	実績値	補正值	全体数量	組合供給量
令和〇〇年度 ＜計画年度(現状値)＞				
令和〇〇年度 ＜事業実施1年後＞				
令和〇〇年度 ＜事業実施2年後＞				
令和〇〇年度 ＜目標年度＞	(目標値)			
令和〇〇年度 ＜事業実施3年後＞				

注1：実績値及び補正值の積算根拠資料を添付すること。

補正值欄には、価格補正処理（価格変動等の外的要因を排除した）後の値を記載すること。

注2：事業量欄には、農業団地営農組合に属する耕種農家に供給した量を記載すること。

3 事業評価

報告年度	達成率(%)	事業の効果
令和〇〇年度 ＜事業実施1年後＞		
令和〇〇年度 ＜事業実施2年後＞		
令和〇〇年度 ＜事業実施3年後＞		

注3：達成率(評価年度の実績値(補正值)－計画年度の現状値)／(計画時の目標値－計画年度の現状値)

注4：事業の効果欄には、達成状況に加え、事業実施後の好影響な点や今後の課題等について記載すること。

別紙様式第1号（別紙 第2の2関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

電話番号

（日中に連絡が取れる電話番号を記載）

氏 名

（法人の場合は会社名及び代表者職氏名を記載）

農業団地名

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施計画書の（変更）承認申請書

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領（令和6年5月8日付け畜第227号）別紙第2の2に基づき、別添のとおり事業実施計画の（変更）承認を受けたいので、申請いたします。

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業 実施計画書

1 事業対象者の概要

(フリガナ)				
氏 名 (法人は会社名及び代表者職氏名)				
住所又は所在地		〒		
連 絡 先		電話番号 (日中に連絡が取れる 電話番号を記載)		FAX
		メールアドレス		
経営耕地面積(R7 年度) (耕作証明書に記載の面積)		田	ha	畑
主な栽培品目 (R7 年度)	品目名			
	面積	ha	ha	ha

(注1) 経営面積が分かる耕作証明書等を添付すること。

(注2) 農業団地の規約及び構成員名簿を添付すること。

2 事業の内容

事業の種類	事業メニュー	事業内容				事業費 (税抜)	負担区分		導入・施用等 予定年月日
		導入機械・ 堆肥等名称	単価 (税抜)	導入量 (台・kg/10a)	施用 面積		県補助金	その他	
2 耕種農 家向け堆肥 散布・利用 支援	(1) 堆 肥運搬・ 散布に必 要な機械 等整備補 助		円			円	円	円	
			円			円	円	円	
			円			円	円	円	
	(2) 堆 肥利用農 家への購 入補助		円/	kg/10a	ha	円	円	円	
			円/	kg/10a	ha	円	円	円	
			円/	kg/10a	ha	円	円	円	
合計					ha	円	円	円	

(注3) 紙幅が不足する場合は、上記表に別紙と記載のうえ、別に添付してもよい。

(注4) 「事業内容」の欄は、導入する機械や堆肥等の名称を具体的に記入する。

(注5) 単価及び事業費は、税抜き金額とする。

(注6) 所要額の算出根拠となる証拠書類を添付する。

3 成果目標

成果目標	現状値 (R7 年度)	目標値 (R9 年度)	団地内で生産される 堆肥の利用面積の 拡大率	化学肥料の 使用量低減率	成果目標に 係るポイント	
1 団地内で生産 される堆肥の利用 面積の拡大	ha (①)	ha (②)	% (②÷①×100)		(⑤)	(合計) (⑤+⑥)
2 化学肥料の 使用量の低減	品目名： 10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (③)	10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (④)		% (③-④)÷③×100	(⑥)	
	品目名： 10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (③)	10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (④)		% (③-④)÷③×100	(⑥)	
3 (販売額・所得) の 3 % 以上の増加	万円	万円 (現状値→目標値 拡大率) %				

(注 7) 成果目標に係るポイントは別表 2 を基に記載する。

(注 8) 成果ポイントの合計について、⑥が複数品目ある場合は、③の合計と④の合計で算出する。

(注 9) 3 (販売額・所得) の 3 % 以上の増加に係る現状値及び目標値の積算根拠資料を添付すること。

4 機械等の利用計画

導入する機械の利用計画

導入機械名 ()

品目名	堆肥等 散布面積 ha	1日当たり利用計画		利用期間	稼働日数
		作業時間 時間	左の面積 ha		

(5 変更の理由)

(注 10) 事業実施計画の承認申請を行う場合は、(変更)、(5 変更の理由)を消去すること。

(注 11) 事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、(変更)の()を消去し、変更の理由を記入すること。

(注 12) 変更箇所について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別紙様式第2号（別紙 第2の3関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
電話番号
（日中に連絡が取れる電話番号を記載）
氏 名
（法人の場合は会社名及び代表者職氏名を記載）
農業団地名

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業補助金交付決定前着手届

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領（令和6年5月8日付け畜第227号）
別紙第2の3に基づき、下記条件を了承のうえ補助金交付決定前に着手したいので届け出
ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業対象者が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業メニュー	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
（１）堆肥運搬・散布に必要な機械等整備補助	円			
（２）堆肥利用農家への購入補助	円			

注：「事業費」欄は、総事業費（税抜）とします。

別紙様式第3号（別紙 第2の4関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
電話番号
（日中に連絡が取れる電話番号を記載）
氏 名
（法人の場合は会社名及び代表者職氏名を記載）
農業団地名

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業納品等完了届

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領（令和6年5月8日付け畜第227号）
別紙第2の4に基づき、下記のとおり納品等が完了しましたので届け出ます。

記

事業メニュー	
事業内容 （機械名・施設名等）	
事業費（円）	
契約日	
納品等年月日 （または予定日）	
備考	

注：「事業費」欄は、総事業費（税抜）とします。

別紙様式第4号（別紙 第2の5関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

電話番号

（日中に連絡が取れる電話番号を記載）

氏 名

（法人の場合は会社名及び代表者職氏名を記載）

農業団地名

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実績報告書の提出について

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領（令和6年5月8日付け畜第227号）別紙第2の5に基づき、別添のとおり報告いたします。

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業 実績報告書

1 事業の内容

事業の種類	事業メニュー	事業内容				事業費 (税抜)	負担区分		導入・施用等 年月日
		導入機械・ 堆肥等名称	単価 (税抜)	導入量 (台・kg/10a)	施用 面積		県補助金	その他	
2 耕種農 家向け堆肥 散布・利用 支援	(1) 堆 肥運搬・ 散布に必 要な機械 等整備補 助		円			円	円	円	
			円			円	円	円	
			円			円	円	円	
	(2) 堆 肥利用農 家への購 入補助		円/	kg/10a	ha	円	円	円	
			円/	kg/10a	ha	円	円	円	
			円/	kg/10a	ha	円	円	円	
合計					ha	円	円	円	

(注1) 紙幅が不足する場合は、上記表に別紙と記載のうえ、別に添付してもよい。

(注2) 事業内容の欄は、導入する機械（例えばブロードキャスター）等を記入する。

(注3) 単価及び事業費は、税抜き金額とする。

(注4) 所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

2 取組状況

成果目標	現状値 (R7 年度)	実績値 (R7 年度)	団地内で生産される 堆肥の利用面積の 拡大率	化学肥料の 使用量低減率
1 団地内で生産 される堆肥の利用 面積の拡大	ha (①)	ha (②)	% (②÷①×100)	
2 化学肥料の 使用量の低減	品目名 : 10a 当たり 窒 素 : kg リン酸 : kg カ リ : kg 合 計 : kg (③)	10a 当たり 窒 素 : kg リン酸 : kg カ リ : kg 合 計 : kg (④)		% (③-④)÷③×100
	品目名 : 10a 当たり 窒 素 : kg リン酸 : kg カ リ : kg 合 計 : kg (③)	10a 当たり 窒 素 : kg リン酸 : kg カ リ : kg 合 計 : kg (④)		% (③-④)÷③×100
3 (販売額・所得) の 3 % 以上の増加	万円	万円 (現状値→実績値 拡大率) %		

別紙様式第5号（別紙 第2の6関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

電話番号

（日中に連絡が取れる電話番号を記載）

氏 名

（法人の場合は会社名及び代表者職氏名を記載）

農業団地名

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施状況報告について

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領（令和6年5月8日付け畜第227号）別紙第2の6に基づき、別添のとおり報告します。

畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業 実施状況報告書

1 事業の成果

(1) 取組概要

経営面積：	ha
導入実績：	

(2) 成果目標の達成状況

成果目標	現状値 (R7 年度)	目標値 (R9 年度)	実施状況	目標達成状況		
				団地内で生産される堆肥の利用面積の拡大	化学肥料の使用量低減	
1 団地内で生産される堆肥の利用面積の拡大	ha	ha (①)	ha (②)	% (②÷①×100)		
2 化学肥料の使用量の低減	品目名： 10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg	10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (③)	10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (④)		% 100-((④-③)÷③×100)	(合計) % 100-((④-③)÷③×100)
	品目名： 10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg	10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (③)	10a 当たり 窒 素： kg リン酸： kg カ リ： kg 合 計： kg (④)		% 100-((④-③)÷③×100)	

3（販売額・所得）の3%以上の増加	万円	万円 (現状値→目標値 拡大率) %	万円 (現状値→実施状況 拡大率) %			
-------------------	----	-----------------------------	------------------------------	--	--	--

（注）化学肥料の使用量低減に複数品目で取り組む場合、目標達成状況の化学肥料の使用量低減については、③の合計と④の合計から算出する。

2 事業の具体的成果

--

※事業を活用した成果について、効果があった内容を記載すること。

別紙別表 採択基準

事業の種類	補助対象経費	項 目	内 容
1 畜産農 家向け堆肥 生産・供給 支援	堆肥生産・ 供給に必要な 施設・機械整 備補助	1 優先採択要件	複数の事業実施主体から要望があった場合には、以下の審査基準に基づきポイント付けし、ポイント合計値の高い計画書から採択順位を定め、予算の範囲内で選定する。なお、同ポイントの事業計画が複数あった場合は、補助金額が低いものを上位として順位を定める。 (1) ペレット堆肥の年間生産量が 200t 以上 (○：2 点、×：0 点) (2) 畜産農家が生産したペレット堆肥のうち団地に参画する耕種農家の年間堆肥利用見込み (200t 以上：3 点、150t 以上：2 点、100 t 以上：1 点、100t 未満：0 点) (3) 取組の新規性 (現行堆肥処理施設や堆肥製造機器が他補助事業を受けていない) (○：1 点、×：0 点) (4) 堆肥の販売額増加 (10%以上：3 点、5 %以上：2 点、3 %以上：1 点) (5) 目標年度までに頭羽数増の計画有無 (○：1 点、×：0 点) (6) 設定する成果目標 (全体販売額又は所得 3%増・堆肥販売額の 3%増・堆肥供給数量の 3%増) の実現性 (○：1 点、×：0 点) (7) 有機農業に適した有機堆肥の生産を行う取組 (○：1 点、×：0 点) (8) 農業団地の構成員であり、事業実施主体と異なる畜産農家から堆肥又は堆肥原料供給を受ける見込み (○：2 点、×：0 点)
		2 施設及び機械の導入及び管理に関する要件	施設等の整備に当たっては、次の要件を全て満たすことを要するものとする。 (1) 当該施設を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。 (2) 関係法の遵守 (家畜排せつ物法に基づく管理基準や家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守等) が確実に見込まれること。 (3) 堆肥等の発生量に対する流通量や散布量、導入施設や機械の使用状況について記録を取ること。

別紙別表 採択基準

			(4) 試験研究機関のサンプル採取に協力できること。 (5) 施設等の整備に当たっては、公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮することとし、可能な限り臭気の発生を低減させる構造のものを選択すること。また、近隣環境に与える影響を考慮し、近接する住宅等がある場合は、理解を得るように努めること。 (6) 既存の施設を含め日頃から点検を行い、故障の際には迅速に修繕等の対応を行うこと。 (7) 実施状況報告の際に、県が実施する稼働状況確認のための現地検査を受けること。
2 耕種農家向け堆肥散布・利用支援	(1) 堆肥運搬・散布に必要な機械等整備補助 (2) 堆肥利用農家への購入補助	採択要件 採択ポイント	次の要件を全て満たすことを要するものとする。 1 経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家であること。 2 化学肥料の低減 化学肥料の低減については、次の 2 つのうちいずれかを満たすこととする。 (1) 化学肥料の代替として、団地内で生産されるペレット堆肥等を活用し、化学肥料の使用量低減を図ること。 (2)すでに(1)に取り組んでいる場合には、化学肥料の代替として投入するペレット堆肥等の量又は施用面積の拡大（取組強化）を行うこと。 3 土壌診断又はたい肥ナビ等による施肥設計 化学肥料の代替として団地内で生産されるペレット堆肥等を利用するにあたり、土壌診断又はたい肥ナビ等を活用して施肥設計を行うこと。 ただし、土壌診断については、事業期間中に実施するもののほか、過去 3 年間に実施したものを施肥設計におけるデータとして活用することができるものとする。 事業実施主体は、団地内で生産されるペレット堆肥等の利用拡大面積及び当該堆肥の利用による化学肥料の使用量低減割合に応じて、表 1 に定める取組に係るポイントを算定することとする。

別紙別表 採択基準

			表 1		
			取組	ポイント	備考
			1 団地内で生産されるペレット堆肥等の利用面積の拡大	20%以上又は純増・・・5 15%以上 20%未満・・・4 10%以上 15%未満・・・3 5%以上 10%未満・・・2 0%を超え 5%未満・・・1 面積の変更なし・・・0	団地内で生産されるペレット堆肥等を施用する品目における当該堆肥の利用拡大面積に応じてポイントを付与する。
1 及び 2 共通			2 化学肥料の代替として、団地内で生産されるペレット堆肥等を活用し、化学肥料の使用量を低減	20%以上・・・・・・・・・・5 15%以上 20%未満・・・4 10%以上 15%未満・・・3 5%以上 10%未満・・・・・・2 0%を超え 5%未満・・・・・・1	団地内で生産されるペレット堆肥等を施用する品目における化学肥料の使用量低減の割合を算出する。
			畜産農家 1 戸以上、耕種農家 2 戸以上からなる団地の構成員であること。ただし、令和 7 年度から設立される農業団地においては、畜産農家 2 戸以上、耕種農家 2 戸以上からなる団地の構成員であること（いずれの場合も堆肥利用供給協定の締結が必要）。		